

# 将来への備えのために

近年多発する自然災害等の緊急事態に備え、万が一の被害を最小限にとどめつつ事業の継続や早期復旧が可能となるよう、多様な不測の事態(経営リスク)へのリスクヘッジ策として、商工会共済をお役立てください。

## 資金繰りのお役立てに…

- ・支払いに困らないよう、自己資金を充実させたい。
- ・納税資金を計画的に準備しておきたい。
- ・取引先の破たんによる連鎖倒産の脅威から当社を守りたい。

こんな場合は

- ① 商工貯蓄共済制度
- ② 経営セーフティ共済制度

## 福利厚生 の 充実 に…

- ・ケガや病気への備えをしたい。
- ・病気・ケガの際の休業時の所得を補償したい。
- ・不測の事故災害から従業員を守りたい。
- ・「がん」への備えをしたい。
- ・退職金制度の整備をしたい。

こんな場合は

- ① 会員福祉共済制度
- ② 商工会経営者休業補償制度
- ③ 「がん」補償制度
- ④ 小規模企業共済制度
- ⑤ 中小企業退職金共済制度
- ⑥ 特定退職金共済制度

## お客様の信用を維持できる体制整備に…

損害賠償請求などの脅威に備えたい。

こんな場合は

- ① PL保険、海外PL保険制度
- ② 全国商工会情報漏えい保険制度
- ③ 業務災害保険制度

詳しくは、商工会又は県商工会連合会へお尋ねください。

## 共済ご加入者 喜びの声

### 小規模企業共済

## 「掛金の全額所得控除で 節税効果を実感！」



経営指導員の熱心な説明に後押しされ、初めは半信半疑のまま軽い気持ちで加入しました。

確定申告の時期が近づいてくると、ここ数年所得控除の対象が少なくなり「どうしたものか?」と思っていましたが、掛金の全額が所得控除となり、しかも所得税・住民税とかなりの節税効果があり助かっています。そのうえ、退職金として老後の保障になっていますので、安心して毎日の仕事に励んでいます。

【よこて市商工会】シバタインテリア(室内装飾) 代表 柴田 吉伸 様

### 商工会貯蓄共済3つの特徴

- 貯蓄** 自己資金の充実
  - 保障** 万が一の時も安心
  - 融資** 企業の資金繰り
- 消費税への準備!! 応援します!

小規模企業共済制度  
経営者自身の「引退後の生活」の不安を軽減する。掛金の全額所得控除により、節税効果を実感。また、退職金として老後の保障になります。

1. 掛金を毎月積み立てておけば、確定申告時、所得控除の対象となります。
2. 所得、(所得)「控除」により、所得税・住民税の負担が軽減されます。
3. 退職引当金の積み立てにより、退職後の生活費が確保されます。

※掛金は全額所得控除  
※掛金は毎月積み立てる必要があります。

050-5541-7171  
050-5541-7172



## メンタルヘルス対策とストレスチェック

社会保険労務士(連合会 嘱託専門指導員) 澤木 康隆氏 寄稿

最近「メンタルヘルス」という言葉が良く聞かれるようになりました。

端的に言えば「心(精神)の健康」ということですが、昨今の厳しい経済社会情勢下、各事業者におかれましては、従業員の方々が職業生活を送る上で不安、悩み又はストレス等を抱えているケースは少なくないと思われます。仕事上の要因を挙げれば、職種・職場の異動、業務の質・量、労働時間他労働条件、責任の度合い、顧客等のクレーム対応又は職場内外の人間関係等があらうかと思えます。

そして、個人差はあるもののその程度が強くなったり、又は事件、事故若しくはセクハラ・パワハラ等何らかの出来事があったりしますと、従業員がメンタルヘルス不調に至ってしまう場合があります。そうした場合、業務に密接な関係があると判断されれば労災の補償対象になることもあります。

ちなみに、厚生労働省が公表した平成26年度「過労死等の労災補償状況」によれば、「精神障害に関する事案の労災補償状況」については、請求1,456件で前年度比47件増、支給決定497件(うち未遂を含む自殺99件)で同61件増であり、いずれも過去最多となっています。さらには、労災の請求にとどまらず、事業者が民事上の損害賠償責任を問われるケースも見受けられます。

以上のことは、主にリスク管理面からみたメンタルヘルス対策

の重要性ですが、そもそも「従業員がその持てる能力を仕事で十分に発揮し、事業の発展に貢献してもらうため、心(精神)が健康であること」は、経営上、必要不可欠なことと思います。

今年12月1日からは、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組みである「ストレスチェック」の実施が、事業者の義務(※1)となります。ただし、従業員数が50人未満の事業場は当分の間、努力義務(=任意的、自発的)となっています。しかし、私は上述の考えから、従業員数50人未満の事業場であっても実施する意義は大きいと思います。また、一定の要件を満たせば助成金(※2)の受給も可能ですので、ストレスチェックの実施を是非ご検討頂ければと思います。

(※1)  
ストレスチェック制度の概要(厚生労働省):  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/kouhousanpo/summary/>

(※2)  
ストレスチェック実施促進のための助成金の概要(独立行政法人労働者健康福祉機構)  
<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1006/Default.aspx>

(参考)  
みんなのメンタルヘルス(厚生労働省):  
<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/first/>